

日常点検、定期点検、簡単なメンテナンス

お車をご使用の方の安全と車を快適にご使用いただくために、道路運送車両法で1日1回の日常点検と6か月、12か月毎の定期点検整備を行うことが義務づけられています。
安全快適にお乗りいただくために、必ず実施してください。

警告

点検整備の方法を正しく行わないことや、不十分な整備、未修理は、転倒事故などを起こす原因となり、死亡または重大な傷害に至る可能性があります。

- 点検整備は、取扱説明書・メンテナンスノートに記載された点検方法・要領を守り、必ず実施してください。
- 異状箇所は乗車前に修理してください。

各点検、メンテナンス等については、以下のページをご覧ください。

1 か月目点検について	94
交換部品について	94
日常点検	95
メンテナンス部品配置図	96
定期点検	98
6 か月点検項目	99
簡単なメンテナンス	100
ブレーキ	101
タイヤ	105
ドライブシャフト	109
エンジンオイル	111
冷却水	116
バッテリー	119
ヒューズ	123
エアクリーナ	126
ケーブル・ワイヤ類	128
ブリーザードレン	129